

日本におけるプライバシー・ 個人情報保護の歴史の一端

2025年4月17日(木) 15:00～15:50

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

歴史認識の重要性

- 今でこそ、「プライバシー」や「個人情報」という言葉は、日常的に使われるようになっているが、その歴史を端緒から体験的に知る者は、この世の中で稀有な存在となってきた。現状は、歴史の積み重ねの結果である。その歴史を認識することは重要である。そこで、今回は、稀有な存在である私が、その歴史の一端について話を進めることにする。
- その前提として、プライバシー・個人情報保護論議の世界的展開の時期区分を試みることにする。

プライバシー・個人情報保護論議の世界的展開の時期区分①

【歴史を知らずして現代は語れない。】

第1期 プライバシー権の歴史的展開期(19世紀末以降)

1890年 Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, *The Right to Privacy*,
4 HARV.L.REV.193

第2期 歴史的展開期・データ保護法議論期(1960年代)

1961年 日本「宴のあと」プライバシー侵害訴訟提起、1964年プライバシー権承認の東京地裁判決

第3期 データ保護法制定萌芽期(1970年代)

1970年 米国・公正信用報告法(Fair Credit Reporting Act of 1970)、1970年 西ドイツ・ヘッセン州データ保護法(Datenschutzgesetz)

スウェーデン(1973)、アメリカ(1974)、西ドイツ(当時、1977)、デンマーク(1978)、ノルウェー(1978)、フランス(1978)、オーストリア(1978)、ルクセンブルグ(1979)

アメリカ(連邦) プライバシー法(Privacy Act of 1974)、家族教育権・プライバシー法(Family Educational Rights and Privacy Act of 1974)、金融プライバシー権法(Right to Financial Privacy Act of 1978)

1970年代中葉以降 地方公共団体(基礎自治体)の個人情報保護条例制定

プライバシー・個人情報保護論議の世界的展開の時期区分②

第4期 国際機関基準確立・データ保護法制定発展期(1980年代):

1980年OECDプライバシーガイドライン採択、

1981年欧州評議会データ保護条約各国の批准に付す、

1982年日本・行政管理庁プライバシー保護研究会立法化提唱

欧州・カナダ・オーストラリア等で立法

1988年日本・行政機関電算処理個人情報保護法制定

第5期 国際機関基準確立・データ保護法制定展開期(1990年代)

1990年欧州委員会データ保護指令提案、1995年欧州連合データ保護指令採択、
世界的にデータ保護法制定

日本・高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会(座長・堀部政男)

第6期 データ保護法制定拡大期(2000年代)

世界的にデータ保護法制定、日本2003年個人情報保護関係5法制定、技術の影響
への対応論議

プライバシー・個人情報保護論議の世界的展開の時期区分③

- 第7期 現行制度の再検討議論期(2010年代):
世界的に技術の影響への対応論議・制度見直し論、
日本・2013年番号法制定、2014年特定個人情報保護委員会設置
2015年個人情報保護法・番号法改正
2016年個人情報保護委員会(PPC)設置
2017年5月30日改正個人情報保護法全面施行(主務大臣の権限、
PPCに一元化)
2018年5月25日 EU GDPR適用開始
2019年1月23日 日本-EU十分性相互認定

プライバシー・個人情報保護論議の世界的展開の時期区分④

第8期 プライバシー・個人情報保護制度のグローバル的展開期 (2020年代)

米・カリフォルニア州消費者プライバシー（California Consumer Privacy Act : CCPA）の施行（2020年1月）、連邦議会の法案

日本・個人情報保護法改正（2020年、2021年）、欧州委員会による
日本の十分性認定の見直し

英のEU離脱（Brexit）と欧州委員会による十分性認定、
データ保護法制定国の増大（次頁参照）

Privacy Laws & Business Issue 194 APRIL 2025



Global data privacy laws 2025: 172 countries, 12 new in 2023/24

Law revisions overtake new laws in importance.

By **Graham Greenleaf**, Honorary Professor, Macquarie University.

This biennial global assessment is the ninth in this publication since 2011. Each assessment has been accompanied by detailed tables listing key features of all the laws assessed (see Eighth Edition, 2023)¹. The Ninth Edition of the Tables will accompany the next issue.

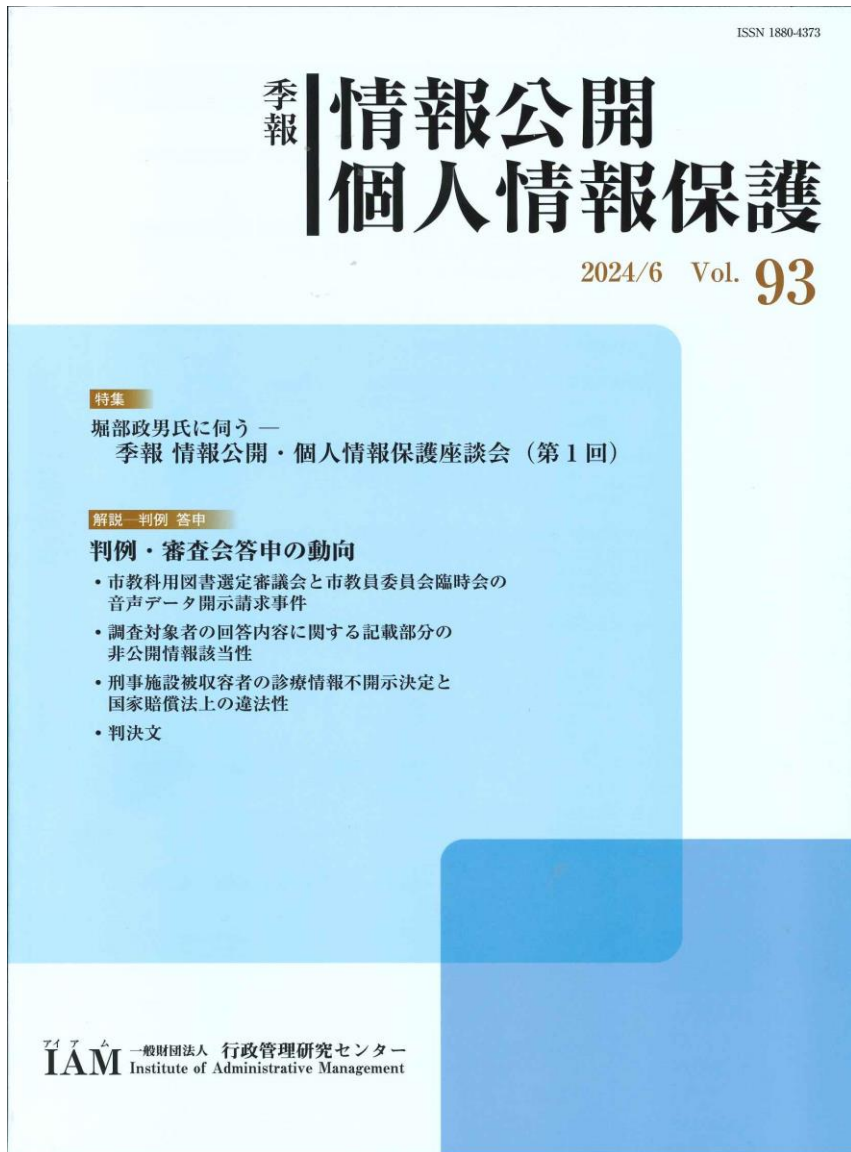
This is the first assessment to

conclude that revisions to existing data privacy laws are now more important than enactment of new laws in countries without such laws. This review is comprehensive in that it covers, for 2023-24: (i) new countries with data privacy laws; (ii) laws

Continued on p.3

- **Graham Greenleaf**, Honorary Professor,
Macquarie University (マッコーリー大学).

はじめに 情報公開・個人情報保護制度化の歩みを振り返る



- ・一般財団法人行政管理研究センター発行の「季報情報公開・個人情報保護」93号（2024年6月）から連載開始
- ・情報公開制度化への歩みを振り返る（その1）～バタフライ・エフェクトの一事例～
- ・バタフライ・エフェクト（butterfly effect）という言葉は、NHKの番組「映像の世紀バタフライ・エフェクト」で有名になったが、さまざまな使い方があり、ここでは、一匹の蝶の羽ばたきが、後に大きく影響し、大きな風を起こす、というような意味で使ってみた。本稿を読んでいただければ、日本におけるバタフライ・エフェクトの一事例であることがお分かりいただけるであろう。

情報公開・プライバシー①

- 本稿において次のように書いた。
- 「東京大学法学部の伊藤正己先生の研究室では、1960年前後から、表現の自由・知る権利について多くのさまざまな議論を行っていた。特にアメリカにおける判例・学説等は、重要な意味を持っていた。その当時関心を持たれていたことの一つは、税関検査（むしろ「税関検閲」という言葉が使われた）で、外国の表現が、日本国内では、接することができないことが問題となっていた。
- 映画・出版物の輸入に当たって、税関がその内容を検査し、関税率法（明治43年法律54号）第21条第1項第3号によって輸入禁制品とされている「公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品」に当たると判断すると、その輸入は禁止されていた。

情報公開・プライバシー②

- 情報は、発信され、それが受信されて意味を持つものであるので、発信者の表現の自由ばかりでなく、受信者の立場から考えると、受信の自由が制限されているという状況が問題となった。それをアメリカでは、「知る権利」(right to know)という概念で捉えていたことから、その権利についても研究が活発になってきた(堀部政男『アクセス権』(東京大学出版会、1977年)。
- また、伊藤正己研究室では、1960年代にはプライバシー権の研究に対する社会的要請に応えるために、この権利についても検討した。このプライバシー権については、**別途、改めて説く予定である。**
- **プライバシー・個人情報保護の議論は、様々な議論・資料等を参考にしながら、まとめるつもりである。**

「宴のあと」プライバシー侵害訴訟提起 (1961年3月15日)

- 日本でこの権利が一般に知られるきっかけとなったのは、1961年の「宴のあと」プライバシー侵害訴訟の提起であった(1961年3月15日)。プライバシーという、当時において新規な言葉は、その年の流行語にもなった。
- 一方、表現の自由の観点からは、プライバシー保護が強化されると、自由が制限されることになるという危機感が表明されるようになった。

「宴のあと」訴訟提起（1961年3月15日）の報道

- 朝日新聞1961年3月16日朝刊10面 横見出し「プライバシーの侵害」「有田氏、三島氏らを訴う」、縦見出し「判例日本になる」「注目される法廷論争」
- 毎日新聞1961年3月16日朝刊学芸面 横見出し「文学作品と」縦見出し「プライバシーの問題」「宴のあと」の提訴をめぐって 「有田側“のぞき見”が問題だ」「三島側モデル小説でない」
- 日本経済新聞1961年3月16日朝刊 縦2段見出し「“私生活をのぞき見”」「宴のあと」有田氏訴える」

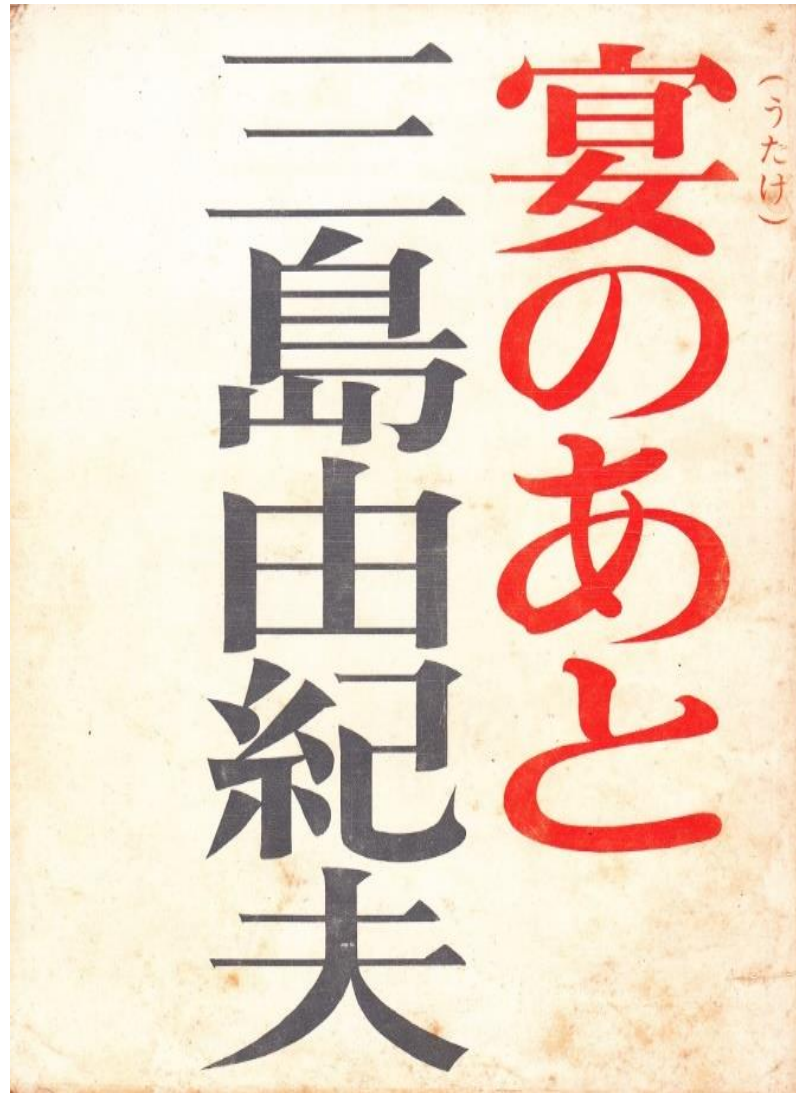
「宴のあと」訴訟提起(1961年3月15日)の記事の例

- 朝日新聞2011年2月26日(土)「昭和史再訪」(11頁)
- 記事4段目の一部
- 一般に耳慣れない「プライバシー」だったが、「こういう訴訟も出てくると法曹界では予想はされていた」と、当時東京大院生だった一橋大学名誉教授の堀部政男さん(74)は話す。日本のプライバシー研究の先駆者だった憲法学者の研究室にいて、米国の判例や論文に接していた。
- 「米国に約50年遅れて、日本でも研究や議論が活発になっていた。人権派で鳴らした原告側弁護士は名誉毀損での訴訟も検討したようだが、プライバシーでやってみようとなったのだろう。」
- 注:この記事では「日本のプライバシー研究の先駆者だった憲法学者」と書いていて、氏名は出てこないが、この「憲法学者」は、伊藤正己東京大学法学部教授である。伊藤先生(生年1919-没年2010)は、1980年-1989年、最高裁判所判事を務めた。

三島由紀夫『宴のあと』(新潮社、1960年)の表紙
堀部政男「情報化時代と法」第14回(NHK 教育テレビ、1983年7月5日
放送の「プライバシー③ 日本のプライバシー保護(1)」の画面から



有田八郎 対 三島由紀夫・新潮社訴訟の提起(1961年3月15日)
三島由紀夫『宴のあと』(新潮文庫)(新潮社、1969年)



三島由紀夫氏の小説「宴のあと」

- 三島由紀夫氏の小説「宴のあと」は、1960年（昭和35年）、雑誌『中央公論』1月号から10月号に連載された。その当時から、モデルとされた元外務大臣の有田八郎氏は、中央公論社に抗議し、中央公論社は、単行本としては出版しないことになったが、同年11月15日に新潮社が単行本を刊行した。この間に有田氏側の弁護士は、東京大学法学部の伊藤正己教授の研究室を訪ねて、権利侵害の問題で意見を求めた。
- その過程で、プライバシー侵害も議論になった。

三島由紀夫100歳（1925年1月14日～ 1970年11月25日）

- 本名 平岡公威（ひらおか・きみたけ）
- 日本の作家、劇作家、評論家で、戦後文学を代表する存在の一人。彼の作品は、美意識、死、美、愛国心などをテーマにしたものが多い。
- 日本だけでなく、世界的にも高く評価され、ノーベル文学賞の候補にもなった。
- 1970年11月25日に、市ヶ谷の自衛隊駐屯地で演説を行った後、割腹自殺（切腹）を遂げたことは、有名である。

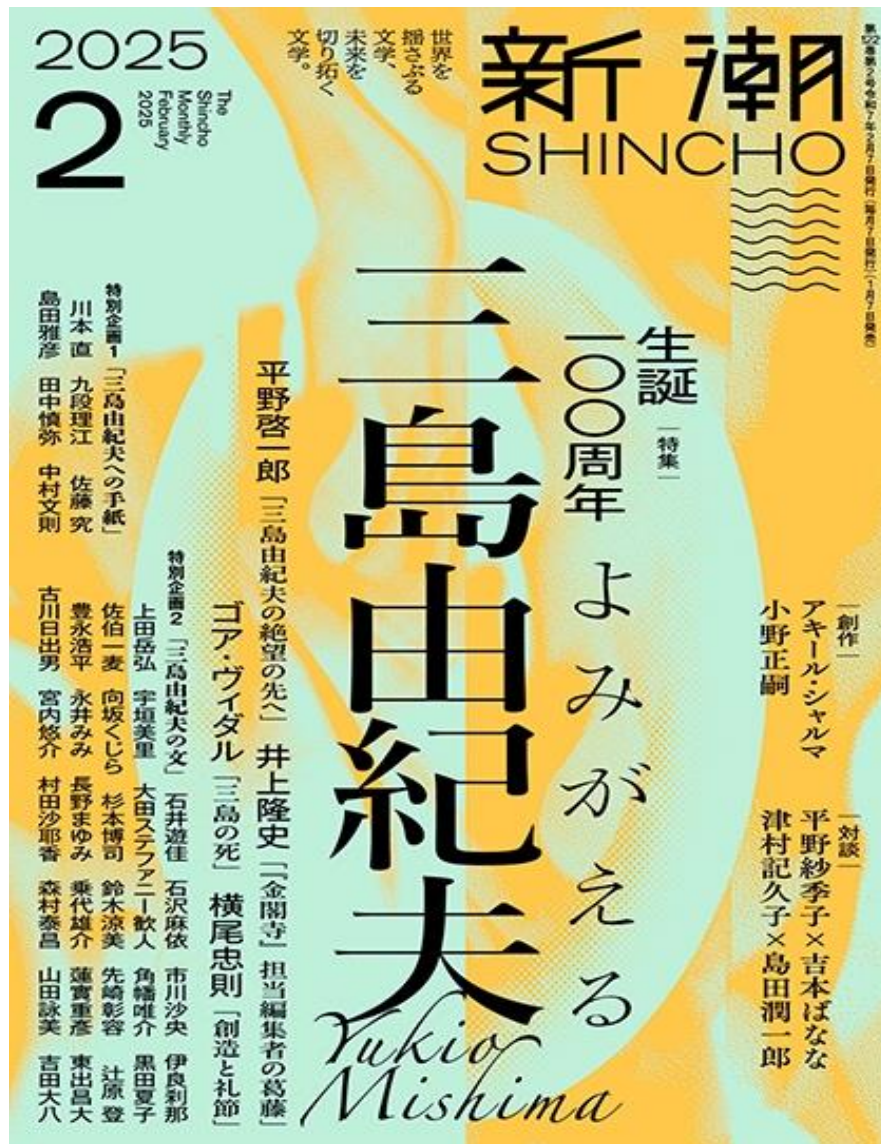
三島由紀夫100歳（1925年1月14日～ 1970年11月25日）

- 本名 平岡公威（ひらおか・きみたけ）
- 日本の作家、劇作家、評論家で、戦後文学を代表する存在の一人。彼の作品は、美意識、死、美、愛国心などをテーマにしたものが多い。
- 日本だけでなく、世界的にも高く評価され、ノーベル文学賞の候補にもなった。
- 1970年11月25日に、市ヶ谷の自衛隊駐屯地で演説を行った後、割腹自殺（切腹）を遂げたことは、有名である。

<https://mishima100.jp/>



「生誕100周年よみがえる三島由紀夫」



- 「新潮」2025年2月
- 【講演録】
- ◆三島由紀夫の絶望の先へ／
平野啓一郎
- なぜ彼は「天皇陛下万歳」を叫び、割腹自殺を選んだのか。虚無の思想を克服するためのいくつかの問い。

平野啓一郎氏 Wikipedia

- 平野 啓一郎(ひらの けいいちろう、1975年〈昭和50年〉6月22日 -)は、日本の小説家。
- 京都大学在学中に『日蝕』(1998年)で芥川賞を受賞し、壮麗な文体の同作と『一月物語』(1999年)、『葬送』(2002年)をロマンティック3部作と称する。その他の作品に『ドーン』(2009年)、『マチネの終わりに』(2016年)などがある。

佐渡雑楽14「『プライバシー』を世に広めた佐渡人の話」

- 別の機会に、当時議論した人の中で、久保田きぬ子先生のことを思い出し、少し調べてみた。ネット上で「佐渡雑楽14」【ざつがく】という記事で「『プライバシー』を世に広めた佐渡人の話」というものを発見した。この中で、ダン渡辺氏は、久保田先生について「彼女は高名な憲法学者。東大法学部に入学した初めての女性であり、その後憲法学者として活躍する一方で、国連総会に三度、女性では初の代表代理として出席する。比較憲法やプライバシーの権威として知られた方だ」などと記している。
- <http://sado2298.blog.fc2.com/?cat=127&page=0>

佐渡
雑楽
14

昔、隣家の結婚式に出た父がこんな話をした。
「白髪で上品なおばあさんが素晴らしい祝辞をし、その後、近所の自分達一人一人に丁寧にお酒を注いでまわった。久保田という人だった。大変立派な人だった」

晩年の久保田きぬ子さんである。彼女は高名な憲法学者。東大法学部に入学した初めての女性であり、その後憲法学者として活躍する一方で、国連総会に三度、女性では初の代表代理として出席する。比較憲法やプライバシーの権威として知られた方だ。

さて、プライバシーは現代生活において特に守らな

ければならない権利として定着している。欧米に比べて日本にプライバシーの概念が入って来たのは驚くべく程遅かった。しかし、ある事件を機に一気に日本に定着することになる。

元外務大臣と作家三島由紀夫が争った『宴の後』をめぐるプライバシー裁判がそれである。ここに一人の佐渡人が大きく関与する。共に相川出身の元外相

世界的作家の対決する裁判で争えば、プライバシーが日本に定着する端緒となると考えたのであろう。

予見はスバリの中、マスコミはこの裁判を大きく取り上げ、プライバシーは瞬く間に日本に定着することとなる。

有田八郎は外交官・政治家である。東大を出て外務省に入り、その後政治家に転身し、四回外務大臣として入閣。その間日独伊三国同盟には、一

貫して反対する。天皇に提出した有田上奏文は有名で「何より平和」を祈念した人であった。

日本初のプライバシー裁判

昭和三六年、東京都知事選に出馬して敗れた元外相有田八郎は、三島由紀夫の小説『宴のあと』をプライバシー侵害で告訴。『宴のあと』は昭和三五年「中央公論」に連載された小説を新潮社が出版したものだ。

あらすじは、「元外相で革新政党的野口雄賢（有田八郎）と料亭の女将福沢かづ（畔上彌生）が結婚。野口の東京都知事選出馬のため、料亭「雪後庵」（一般客を拒否）に資金をつくらせたが、料亭経営者の前歴をあばく怪文書がばらまかれ、野口は選挙に敗れ、二人は離婚する……」

有田八郎は、「都知事選に社会党から出た私と前妻の私生活に関する不名誉な見聞にすぎず、納得できない」として訴えた。裁判は、「表現の自由」と「私生活のみだりに明かされない権利」という論点で進行し、東京地裁は、昭和三九年、プライバシー侵害と認定し三島に賠償支払いを命じた。（ダン渡辺@西津夷）

「プライバシー」を世に広めた佐渡人の話

有田八郎と久保田きぬ子である。有田が三島由紀夫の『宴のあと』を告訴した時、欧米の法律に詳しい彼女は、裁判は名誉棄損でなくプライバシーでやった方がいいと進言。日本に根付いていないプライバシーの概念を、大物政治家と

「プライバシー秘話」の紹介

- また、ダン渡辺氏は、三島由紀夫氏の小説『宴のあと』との関係について次のように書いる。
- 「元外務大臣と作家三島由紀夫が争った「『宴の後』」をめぐるプライバシー裁判」がそれである。ここに二人の佐渡人が大きく関与する。共に相川出身の元外務大臣有田八郎と久保田きぬ子である。
- 有田が三島由紀夫の『宴のあと』を告訴した時、欧米の法律に詳しい彼女は、裁判は名誉棄損でなく、プライバシーでやった方がいいと進言。日本に根付いていないプライバシーの概念を、大物政治家と世界的作家の対決する裁判で争えば、プライバシーが日本に定着する端緒となると考えたのであろう。
- 予見はズバリの的中、マスコミはこの裁判を大きく取り上げ、プライバシーは瞬く間に日本に定着することになる。」（以下省略）

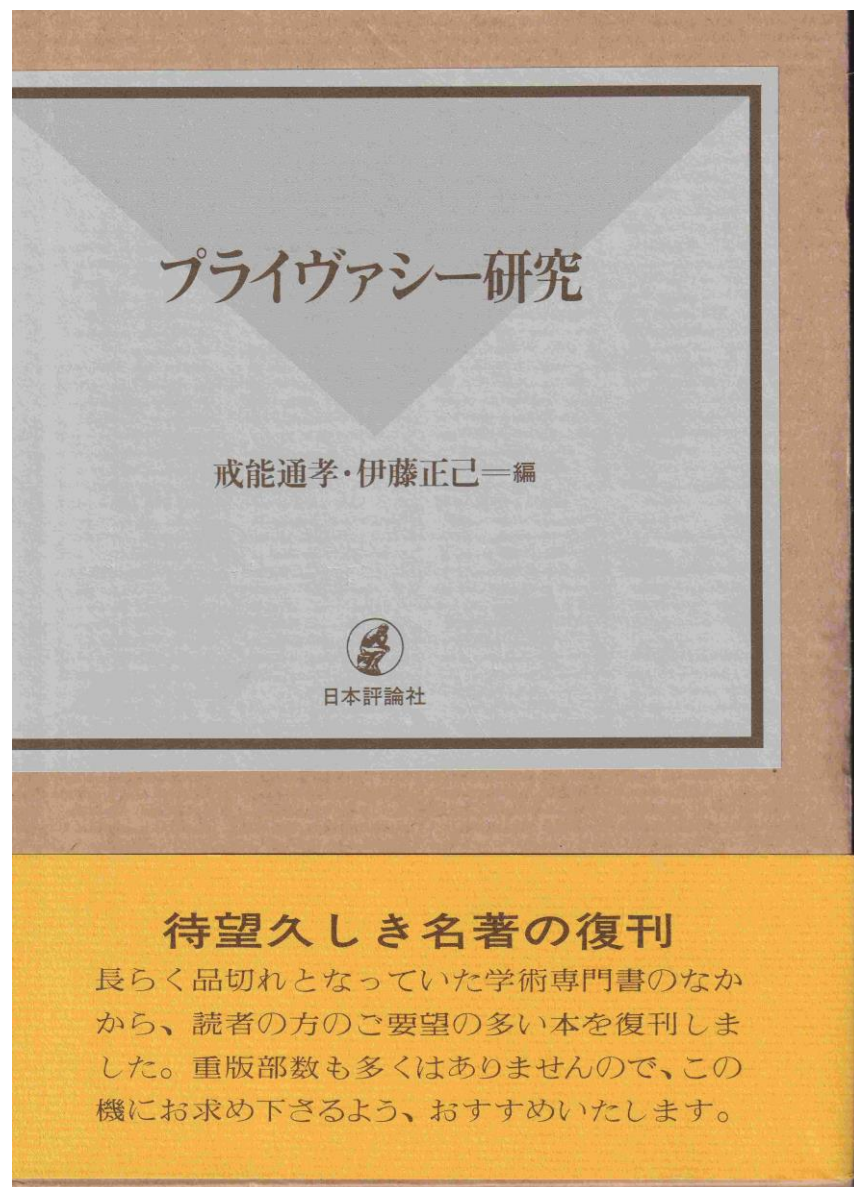
「プライバシー秘話」の認識

- この秘話とも言えることについて研究会で紹介したところ、鈴木正朝さんが「個人情報保護法とプライバシー権と新潟4）」という文章を書いて紹介していること（鈴木正朝「個人情報保護法とプライバシー権と新潟」、新潟大学学内誌）を知った。
- 久保田きぬ子先生（1913年 - 1985年）（元立教大学法学部教授、元東北学院大学法学部教授）は、伊藤先生の研究室に来られることがあったので、ときどき議論したことを思い出す。アメリカ法に詳しい久保田先生であったが、「佐渡雑楽⑭」という記事にあるようなことは、聞いたことはなかった。

比較法学会1962年 「人格権の比較法的研究」

- 序説 五十嵐 清（北海道大学）
 - イギリス・アメリカ 伊藤 正己（東京大学）
 - ドイツ 五十嵐 清
 - ソビエト 稲子 恒夫（名古屋大学）
 - フランス 高橋 康之（立教大学）
 - 総括 五十嵐 清
-
- 第25回総会、1962年4月20日、21日、神戸大学で開催

戒能通孝・伊藤正己編『プライバシー研究』 (日本評論社、1962年、復刊1989年)



- プライヴァシーの権利 ブランダイス=ウォーレン 外間寛訳
- 英米法における秘密の保護 末延三次
- プライヴァシー権とその保障 戒能通孝
- プライヴァシーの権利の理論的基礎 伊藤正己
- 国家権力とプライバシー-その公法的側面 和田英夫
- 西ドイツにおける私生活の私法的保護-一般的人格権理論の発展 五十嵐清・松田昌士
- プライヴァシーに関するアメリカの判例 伊藤正己編

プライバシー権 (right of privacy) の日本語化の試み

- 内秘権 (主としてメディア関係文献で使われていた)
- 秘密権
- 秘密保護権
- 秘匿権
- 私事権
- 私生活権
- 放任権  right to be let alone (一人に放っておかれる権利)

各国におけるプライバシーの訳語

- 隱私（中国）
- 私生活
- 사생활（韓国）
- Privatsphäre（ドイツ）
- vie privée（フランス） JOP 2024 : les questions-réponses de la CNIL sur votre vie privée et vos libertés 25 juin 2024
- Integritets（スウェーデン）
- Segretezza（イタリア）
- Privacidad（スペイン）

Privacy プライヴァシーからプライバシーへ

- 戒能通孝・伊藤正己編『プライバシー研究』（日本評社、1962年、復刻版1989年）
- 当初、法的概念としてのプライバシー（権）、
- プライヴァシィ（権）
- 日常用語としてのプライバシー（権）
- イギリスでは、“プリバシー”と発音されることがある。

東京地裁「宴のあと」判決（1964年9月28日）①

プライバシー権の承認

- 当時、プライバシーと表現の自由との関係など様々な議論がマスコミや学界で展開された。そのような中で、東京地方裁判所は、1964年9月28日に、被告の三島氏と新潮社に対し、80万円の慰謝料の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した（東京地判1964〈昭39〉年9月28日、下民集15巻9号2317頁、判時385号12頁）。
- この判決で、東京地裁は、**プライバシー権を「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利として理解」**し、日本国憲法によって立つところである個人の尊厳という思想からは、「正当な理由がなく他人の私事を公開することが許されてはならない」という原則が導き出されるとし、また、今日のマスコミの発達した社会では、その尊重はもはや単に倫理的に要請されるにとどまらず、不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的法益であると考えるのが正当であり、それはいわゆる人格権に包摂されるものではあるけれども、なおこれを一つの権利と呼ぶことを妨げるものではないと解するのが相当である、とした。日本でも**マスメディア・プライバシー**が最初に注目されたことがここに明確に出ている。
- 被告側は、東京高等裁判所に控訴したが、原告の死亡により和解に終わった。

東京地裁「宴のあと」判決（1964年9月28日）②

表現の自由との調整

- また被告等は言論、表現の自由の保障がプライバシーの保障に優先すべきものであると積極的主張二のとおり主張するけれども、本件についてはその主張するところは正当でない。もちろん小説を発表し、刊行する行為についても憲法21条1項の保障があることはその主張のとおりであるが、元来、言論、表現等の自由の保障とプライバシーの保障とは一般的にはいずれが優先するという性質のものではなく、言論、表現等は他の法益すなわち名誉、信用などを侵害しないかぎりでその自由が保障されているものである。このことはプライバシーとの関係でも同様であるが、ただ公共の秩序、利害に直接関係のある事柄の場合とか社会的に著名な存在である場合には、ことがらの公的性格から一定の合理的な限界内で私生活の側面でも報道、論評等が許されるにとどまり、たとえ報道の対象が公人、公職の候補者であつても、無差別、無制限に私生活を公開することが許されるわけではない。このことは文芸という形での表現等の場合でも同様であり、文芸の前にはプライバシーの保障は存在し得ないかのような、また存在し得るとしても言論、表現等の自由の保障が優先さるべきであるという被告等の見解はプライバシーの保障が個人の尊厳性の認識を介して、民主主義社会の根幹を培うものであることを軽視している点でとうてい賛成できないものである。

伊藤正己「宴のあと」訴訟に思う①

(朝日新聞1964年9月28日夕刊10面)

- 法で保護された人権
- “社会に生きる者の倫理”
- プライバシーの権利を正面からとりあげた初めての裁判である「宴のあと」事件の第一審判決が下された。プライバシー、すなわち私生活を他人の侵害から保護することは、現代の社会に生きる個人の幸福の実現にとって不可欠の条件である。この事件の提訴とともに、プライバシーという言葉は一つの流行語となったが、それが流行語として忘れ去られる運命をたどることなく、われわれの生活上の重要な利益として、法的にも確立する必要があると考える私にとって、この裁判の推移は深い関心をひくものであった。

伊藤正己「宴のあと」訴訟に思う②

(朝日新聞1964年9月28日夕刊10面)

- アメリカなどでは、私生活の暴露が、たとえ真実であっても、また人の社会的評価をおとさなくとも、名誉棄損とは区別された、プライバシー侵害として不法行為になり得るとの考え方が成長するには、かなりの年月をかけて、多くの判決がつみかさなることが必要であった。
- ところが「宴のあと」裁判は、プライバシーの権利をめぐる困難な問題を含んでいる。芸術的価値をもつ文学作品による侵害であること、原告が有名人であるともいえる存在であったことなど、アメリカの裁判所も、プライバシーの権利と表現の自由との調和にあたって苦慮した問題であり、日本での初のプライバシー裁判において、これらの難問に対決した裁判所として、この判決には苦心が存したと思われる。

伊藤正己「宴のあと」訴訟に思う③

(朝日新聞1964年9月28日夕刊10面)

- 本日の判決は、わが国において、プライバシーの権利が、とくにマス・メディアの発達している状況からみても、法的な救済を受ける人格的利益であることを明らかにするとともに「宴のあと」というモデル小説が、その権利を侵害するものと判定した。初のプライバシー裁判が、その権利を強く保護する立場をとり、その権利の制限についてかなり狭く考える態度を示したことは先例として注目に値しよう。
- そこでは、作品の芸術的価値の高さも、通常的感受性からみて苦痛をあたえるときは、責任を阻却しないこと、かつて著名な存在であつても、現に私的な生活を送っている以上、公知の事実を越えれば、違法となることなどの考え方がとられ、私生活の幸福を、表現の自由に比して重視しているとみられる。この点は、両者の調和についての見方の差異からくる異論が出される余地は少なくないが、それだけに、わが国におけるプライバシーの権利の開拓者の意味をもつ本判決の重要性があらわれていよう。

伊藤正己「宴のあと」訴訟に思う④

(朝日新聞1964年9月28日夕刊10面)

- もっとも、本判決の結論の重点は、モデル小説という形式が、事実とフィクションの限界を不明確にし、モデル的興味によりかかって一般の関心をひき、しかもそのフィクションの部分が精神的苦痛をひきおこすものでsることにおかれている。
- アメリカでも、フィクションの場合に、プライバシーの侵害を容易にみとめる傾向が強い。本判決も、それと同じ趣旨をもっている。フィクションという表現形式のもつ社会的価値を軽視することは正しくないが、それが事実の正確な報道などとは区別されること、そしてモデル小説が、しばしば私事の暴露によりかかることは認めねばなるまい。しかも、本判決が、フィクションによって一般人に誤認が与えられることによる精神的苦痛を、侵害の成立の重点としているのは妥当と考えられる。

伊藤正己「宴のあと」訴訟に思う⑤

(朝日新聞1964年9月28日夕刊10面)

- ともあれ、この判決によって、プライバシーの権利が日本の法によって保護される権利の一つであることが明らかにされたことは、その重要な意味であろう。これは、われわれの社会において、個人がひとりで平穏な私生活をたのしむことが、一つの人権として承認されたことを示すのである。わが国においては、ともすれば他人の私生活を侵してはならないという意識が欠けていたところからみて、ここに法的に承認されたプライバシーの権利が、社会に生きる者の倫理としても尊重されなければならないことを、この判決は教えているのである。(東大教授)

関係者のコメント①

- 記事の本文は省略するが、談話を紹介する。最近の報道では見られない裁判長の談話を掲載している。「書かれた身になって」という見出しで、次のようなコメントであった。
- 石田裁判長の話 「一番苦心した点は『宴のあと』がどの程度プライバシーを侵害したかという点だった。私は芸術作品であるという読後感を持ったが、部分的には自分が書かれた立場になったら不快と感ずるところがあった。この点などほプライバシーを侵害していると認定した。小説技法からいっても三島氏はもう少し有田氏の立場を考慮してもよかったと思う。」
- 有田八郎氏の話は、「日本も文明国の仲間入り」という見出しで、次のとおりであった。
- 「プライバシーの権利が認められたことはまことにうれしい。これで日本も文明国の仲間入りができたことになる。今後は小説家が小説を書くとき、他人の人格を十分に尊重してもらいたい。国民もうわさ話しより有益な話に興味を持ち合うようにしたいものだ。」

関係者のコメント②

- これに対し、三島由紀夫氏の話は、「文学活動の意義を無視」という見出しで、次のようなものであった。
- 「この判決は文学活動の社会における意義を全く無視している。このような判決が認められるなら文学、創作のみならずすべてのものを書く仕事に好ましくない影響が出るだろう。裁判長は『小説の想像の部分が事実と誤認されやすい』と述べているが、低級な読者の基準で考えればともかく、私の小説の読者の場合、そのような誤認はありえないと思う。また有田氏が候補者の時はプライバシーが公知のものだったが、候補者でなくなった後はプライバシーの権利が認められるというのも理解できない考え方だ。とにかくこの判決には全面的に不服だ。控訴する。」

三島由紀夫氏(被告の一人)

- Wikipedia
- 三島 由紀夫(みしま ゆきお、1925年〈大正14年〉1月14日 – 1970年〈昭和45年〉11月25日)日本の小説家、劇作家、随筆家、評論家、政治活動家。本名は平岡 公威(ひらおか きみたけ)。
- 戦後の日本の文学界を代表する作家の一人であると同時に、ノーベル文学賞候補になるなど、日本語の枠を超え、日本国外においても広く認められた作家である[2][3][4]。『Esquire』誌の「世界の百人」に選ばれた初の日本人で、国際放送されたテレビ番組に初めて出演した日本人でもある[5]。

有田八郎氏(原告)

- Wikipedia
- 有田 八郎(ありた はちろう、[1884年](#)[〈明治17年〉](#)[9月21日](#) - [1965年](#)[〈昭和40年〉](#)[3月4日](#)^[2])は、[日本の外交官・政治家](#)。[貴族院議員](#)(勅選)、[衆議院議員](#)。号は澤農。[旧姓山本](#)^[2]。[新潟県平民](#)^[3]。
- 来歴[\[編集\]](#)
- [新潟県佐渡郡真野村](#)(現・[佐渡市真野](#))出身。山本家に生まれ、有田家の養子となった。[早稲田中学校](#)、[第一高等学校](#)を経て、1909年(明治42年)[東京帝国大学法科大学独法科](#)卒業、[外務省](#)入省^{[4][5]}。

石田哲一裁判長

- Wikipedia
- 石田 哲一（いしだ てついち、1910年〈明治43年〉1月3日 – 没年不明）は、日本の裁判官。日本で最初のプライバシー侵害裁判（被告・三島由紀夫）の裁判長だった。父は石田運送（名）代表社員の石田章之進[1]。
- 経歴
- 鳥取県西伯郡成実村大字西大谷（現・米子市明治町）出身。
- 米子中学校を経て、1932年（昭和7年）に東京帝国大学法学部卒業。1933年（昭和8年）、司法官試補。1934年（昭和9年）、予備判事に任官。
- 1949年（昭和24年）、東京高等裁判所判事。1955年（昭和30年）、東京地方裁判所判事。

マスコミによるプライバシー(権)等の検討着手①

- マスコミ倫懇の研究会
- 「マスコミ倫理」第108号(1967年4月25日)の記事の一部
- 「広く“人権”事例を収集」という見出しとともに、「第二次マスコミ倫理研究会が発足」、「共同研究作業の推進へ」という3段見出しで次のように報じている。
- 「マスコミ倫理懇談会全国協議会は既報のとおり、＜人権とマスコミ＞問題について、新年度から一橋大学の堀部政男専任講師を迎え、次のように具体例中心の各論的な第二次「マスコミ倫理研究会」活動を開始した。」

マスコミによるプライバシー(権)等の検討着手②

- 「運営上のおもな打ち合せ事項は、次のとおりであった。」
- 「1、 第二次マスコミ倫理研究会は「マスコミと人権」をテーマとして、伊藤正己 東大教授の在外研究中の一年間は、具体的な事例の収集作業を中心に進め、・・・」
- 「2、 研究の対象となる「人権」の範囲は一応、①名誉、②プライバシー、③肖像、④信用に関するものとされるが、さらに職業およびその他の人権も広く含ませていく。」
- 「50年略史」は、1967年(昭和42年)のところで、「4月 第2次マスコミ倫理研究会が発足。「マスコミと人権」テーマに研究。人権の範囲は名誉、プライバシー、肖像、法人の人権など広範にわたった。伊藤正己(東大)、堀部政男(一橋大)の2氏を迎えて」となっている。

「マスコミ倫理」第108号(1967年4月25日)



2 新聞研究684号(2008年7月号) 堀部政男「有意義な研究重ねた横断的組織」

- 堀部政男「有意義な研究重ねた横断的組織—結成50年を迎えたマスコミ倫理懇談会全国協議会」、日本新聞協会発行「新聞研究」684号(2008年7月号)



マスコミ関係判例の収集と分析

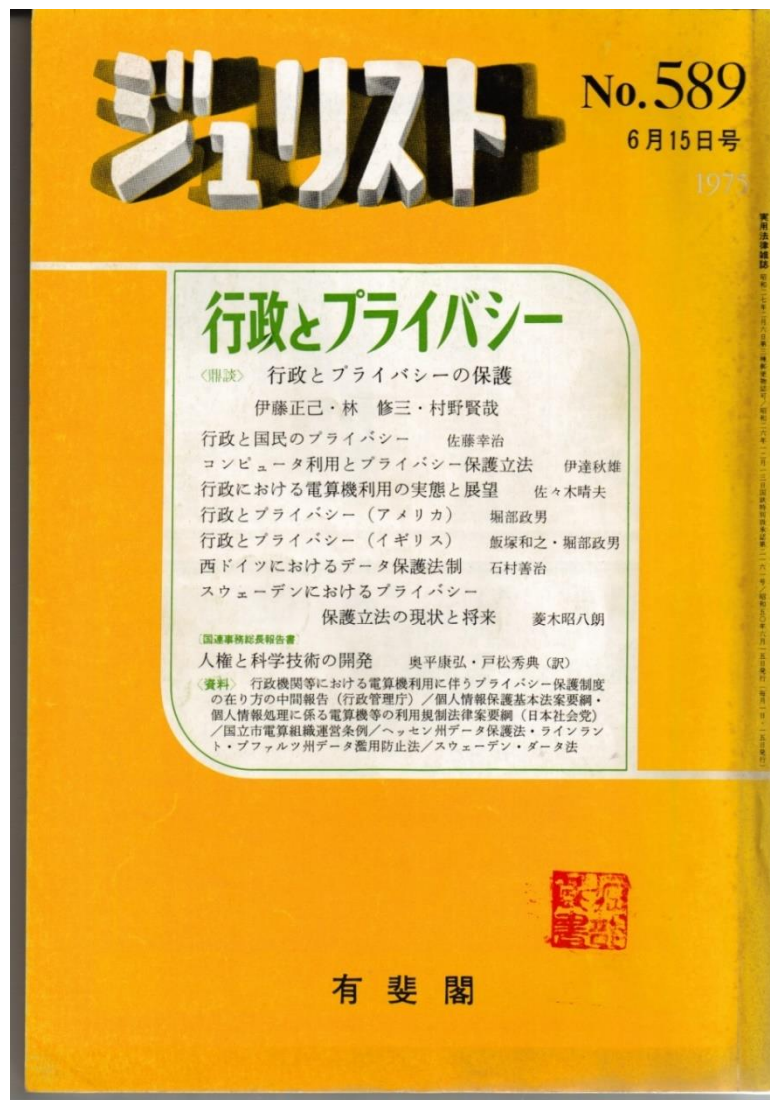
『マスコミ判例百選(別冊ジュリスト)』
(有斐閣、1971年)



伊藤正己・堀部政男編
『マスコミ判例百選(第二版)(別冊ジュリスト)』(有斐閣、1985年)



ジュリスト589 号(1975.6.15)の 特集「行政とプライバシー」

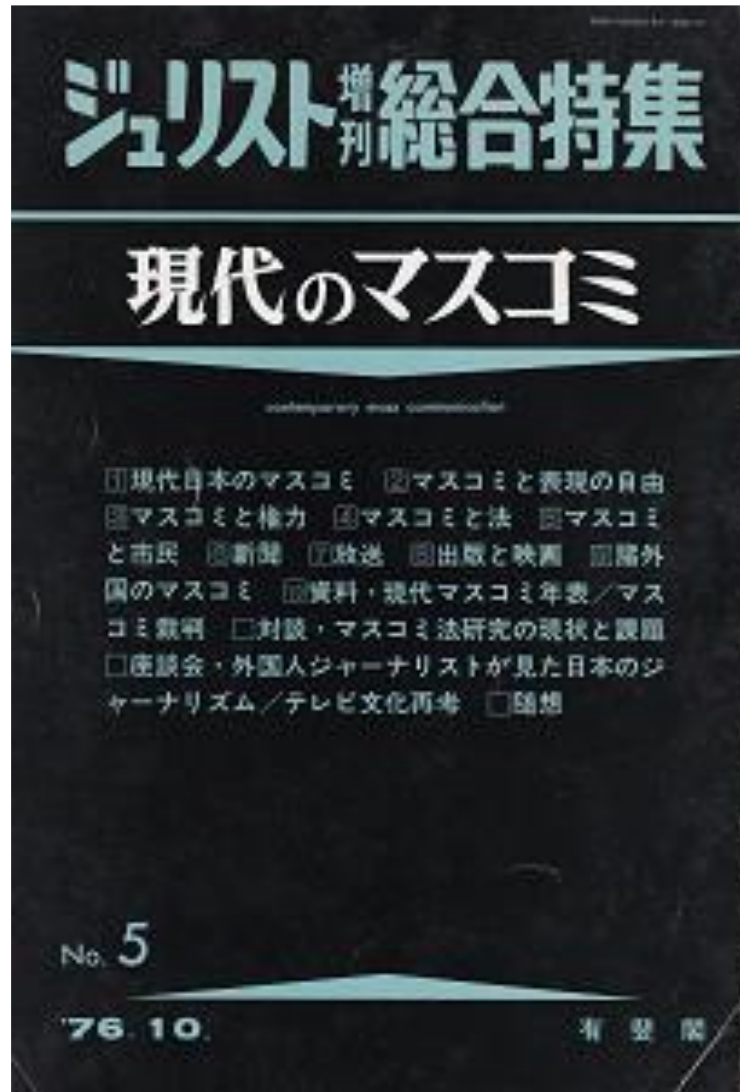


- ・ <特集・資料>
- ・ ▶行政機関等における電子計算機利用に伴うプライバシー保護に関する制度の在り方についての中間報告 (行政監理委員会)
- ・ ▶個人情報保護基本法案要綱／個人情報処理に係る電子計算機等の利用の規制に関する法律案要綱 (日本社会党政務審議会・情報化対策特別委員会)
- ・ ▶国立市電子計算組織の運営に関する条例、同条例施行規則 (国立市条例第4号、国立市規則第11号)
- ・ ▶ヘッセン州データ保護法
- ・ ▶ラインラント・プファルツ州データ濫用防止法
- ・ ▶スウェーデン・データ法

マスコミの現状・課題の分析

『現状のマスコミ(ジュリスト増刊総合特集)』(有斐閣、1976年)

編集 伊藤正己/内川芳美/後藤和彦/
堀部政男



ご清聴ありがとうございました。

一橋大学名誉教授・
元個人情報保護委員会委員長
堀部 政男